

## 重要事項説明書

吉野こども園

## 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 松岳会
所 在 地	大分市大字辻225の1
電 話 番 号	097-595-1718
代 表 者 氏 名	理事長 鹿苑 修

## 2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	吉野こども園
施 設 の 所 在 地	〒879-7871 大分市大字辻225の1
連 絡 先	電話 097-595-1718 FAX 097-595-1719
管 理 者	園長 鹿苑 修
利 用 定 員	1号認定子ども(教育標準時間認定) 15人 2号認定子ども(保育認定) 27人 3号認定子ども(保育認定) 0歳:5人 1歳児:8人 2歳:9人
実 施 す る 事 業 の 種 類	延長保育、特別支援保育、乳児保育 幼稚園型一時預かり事業(1号認定)
開 設 年 月 日	H27年4月1日

## 3 運営の方針

- 保 育 理 念 「すべては子どものために」  
子どもがその年齢、状態にふさわしい教育、保育を  
適切に受けられるよう、教育基本法及び児童福祉法の理念に基づき運営をおこなう
- 保 育 目 標 ①明るく元気な子ども ②やさしく思いやりのある子ども  
③自然に親しむ子ども ④意欲を持ち何事にも頑張る子ども  
⑤自分で考え表現できる子ども
- 保 育 方 針 ●個々の子どもが備えている発育の力が十分発揮されるよう、教育と保育を  
一体的に行い豊かな人間性を持った子どもを育成する  
●保護者とコミュニケーションを密にすることで家庭での育児をサポートする  
●地域の方たちと交流をもちながら地域に愛されるこども園を目指す

## 4 認定区分ごとの教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

### 【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	午前9時00分～午後1時00分
一時預かり保育(幼稚園型)延長保育	一時預かり: 午後1時00分～午後5時00分まで(別途利用者負担あり) 延長保育: 午前7時00分～午前8時45分(別途利用者負担あり)及び午後5時00分～午後7時00分まで(別途利用者負担あり)
学期	第1学期 4月1日～8月31日 第2学期 9月1日～12月28日 第3学期 1月4日～3月31日
学年	3学年
休園日	<夏休み> ありません <冬休み> ありません <春休み> ありません <その他> 8月13日 14日 15日 年末年始(12月29日～1月3日)及び土曜日(但し、園の行事等がある時は除く。)、日曜日、国民の祝祭日 ただし、保育・教育上必要がある場合は、規定にかかわらず休園日に保育・教育を行う場合がある。
利用定員を超えた場合の選考方法	選考方法: 抽選(在園児のきょうだいは優先的に配慮します) 選考場所・日時: 吉野こども園にて、別途通知

※1号認定は就労状況や世帯収入によって預かり保育料や副食費の負担額が変わります。  
延長保育料は午前と午後で別に集計します。(上限あり)

### 【2号認定子ども・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前7時～午後6時(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 午前8時～午後4時(8時間)
延長保育	保育標準時間: 午後6時～午後7時まで(別途利用者負担あり) 保育短時間: 午前7時00分～午前8時00分(別途利用者負担あり)及び午後4時00分～午後7時00分まで(別途利用者負担あり)
休園日	年末年始(12月29日～1月3日)及び日曜日、国民の祝祭日

※延長保育料は午前と午後で別に集計します。(上限あり)

## 5 職員体制

当園では、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

(令和6年4月1日現在)

職	種	合	計	常	勤	非	常	勤	備	考
園	長	1	人	1	人			人		
副	園	1	人	1	人			人		
主	幹	1	人	1	人			人		
保	育	16	人	8	人	8	人	人		
社	会	1	人		人	1	人	人		
栄	養	2	人	2	人			人	育休1名	
調	理	3	人	1	人	2	人	人		
事	務	1	人		人	1	人	人		
合	計	26	人	14	人	12	人	人		

## 6 提供する教育・保育等の内容

当園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第23号)並びに大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)その他の関係法令を遵守して、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### 教育・保育及び時間外保育の提供

項目4に記載する時間において、保育を提供します。

1号認定の子どもにおいては幼稚園型一時預かり事業を実施しています。

### (2) 延長保育

保護者の都合あるいは就労により家庭で保育できない子どもを、家庭に代わって教育及び保育を一体的に行います。

### (3) 送迎

保護者による送迎を基本とします。登降園タブレットの打刻まではお付き添いください。

### (4) その他

自己肯定感や非認知能力を上げ、子どもの主体性を育むための活動、世代間・地域住民との交流、国際文化に触れる3, 4, 5歳児の英語活動、卒園記念行事などを行います。

## 7 給食等について

### (1) 提供方針

給食については、すべての活動の源となる大切なものと認識しています。

そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

### (2) 提供方法

自園調理

### (3) 昼食・おやつ

保護者の方へは、毎月25日頃に翌月の献立表を配信します。

### (4) アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギー等で食べられないものがありましたら、事前にご連絡下さい。

医師の診断書を基に、ご相談のうえ、除去するなどの対応をいたします。

(全てのアレルギー食物の除去に対応できない場合もあります。)

除去食確認シートを提出してください。 (例)卵・牛乳・そば・青魚・南国系フルーツ 等

### (5) 衛生管理等

栄養士、調理員及び0, 1歳児担当保育教諭は、毎月検便を行っています。

## 8 保護者負担について

- (1) 入園に要する費用の負担
  - ① 入園手数料: ありません
- (2) 入園後の費用負担
  - ① 毎月の保育料: (3号認定)園児が居住する市町村が定める額  
(1号・2号認定)教育にかかる費用は無償
  - ② 延長保育料: (1号・2号認定): 100円/15分or上限月3,000円  
(3号認定・1号認定満三歳児): 150円/15分or上限月4,000円  
一時預かり保育月額2,000円(施設等利用給付認定を受ければ還付されます)
 

} 1号認定と保育短時間は午前と午後で別集計です
  - ③ 実費負担額
 

- ・園服代(5歳児): 3,190円
    - 体操服: シャツ1,540円 ズボン1,210円 } サイズ140以上は約2割増しのお値段です
    - カラー帽子: 990円
    - ・給食費: 1号認定《月額5,100円》: 主食費1,000円+副食費4,100円 (一時預かり利用者は別途おやつ代600円)
    - 2号認定《月額5,700円》: 主食費1,000円+副食費4,700円
    - 3号認定《保護者負担なし》
    - ・写真代: L判1枚30円+税((株)ルクミーへ販売を委託)
    - ・卒園写真代: 1枚660円
    - ・日本スポーツ振興センター共済給付負担金: 年額 190円
    - ・鍵盤ハーモニカ: 5,100円(4, 5歳児)
    - ・親子バス遠足(5歳児)等の行事の必要経費は実費負担
    - ・月刊絵本代: 460円/月
- (3) 上記①の保育料は保育料袋で園へ直接納入してください。(朝9時まで集金ポストへ、手渡しも可)
- (4) その他の負担金は、雑費袋で集金します。
- (5) 負担金を領収した場合は、雑費領収証及び保育料領収証袋が領収書となります。
- (6) 休園や月途中の退園の場合、副食費等の返還はできません。
- (7) 上記のほか、以下の物品については、ご家庭で用意・持参いただきます。

	パジャマ	パジャマ袋	プラスチックコップ	コップ袋	おむつ	おしぼり	おしぼりケース	ループ付タオル	お昼寝布団(※)	はしお箸(ケース付)	水筒	上靴
うさぎ・きりん・ぞう	年度途中から	年度途中から	○	○				○	○	○	○	きりん・ぞう ○
りす・ひよこ	年度途中から	年度途中から	○	○	○	○	○	○	○			

※お昼寝布団は毎週末に返却しますので、洗濯して清潔に保ち、週明けにまた持ってきてください。  
※水筒の中身は麦茶もしくは水を入れてください。おはしとコップ、水筒は毎日持ち帰り洗浄してください。

## 9 利用の終了について

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき
- (2) 2号認定、3号認定の子どもの保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき  
(ただし、2号認定の子どもは1号認定に切り替わることができます。)

## 10 当園の利用に際し留意していただきたいこと

- (1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合  
欠席連絡や遅刻・早退の連絡をする場合は、ルクミーアプリにてご連絡ください。  
9時以降の連絡は、全てお電話にてお願い致します。
- (2) 毎朝の体温等の確認  
登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。ルクミーアプリ「連絡帳」にて連絡可能です。  
体温が37.5℃以上あれば欠席してください。
- (3) 感染症について  
麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園にあたり  
医師の意見書が必要です。詳しくは別途お渡しする感染症についての書類をご覧ください。
- (4) 与薬について  
医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のための薬の処方  
が必要な場合に限り、保護者の承諾を得た上で行うことができます。その場合与薬依頼が必要で  
す。ルクミーアプリ「連絡帳」にて薬剤名、診断名を申請してください。薬は登園時に指定のかごに  
入れてください。なお、市販の薬や頓服薬は受け付けません。
- (5) 延長保育が必要な場合  
当日の保育終了時間までにご連絡願います。

## 11 園医について

当園は、以下の医療機関と園医契約を締結しています。

### (1) 内科

名 称	天心堂へつぎ病院
院 長 名	岡部 英司
所 在 地	大分市中戸次二本松5956
電 話 番 号	597-5777

### (2) 歯科

名 称	矢鳴歯科医院
院 長 名	矢鳴 耕太郎
所 在 地	大分市中戸次5936
電 話 番 号	597-3880

### (3) 薬剤師

名 称	(有)中央薬局
薬 剤 師	河野 敬三
所 在 地	大分市畑中791-4
電 話 番 号	545-6320

## 12 緊急時の対応方法

当園では、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし  
園医又は主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

保育中に37.5℃以上の発熱が見られた場合も、お迎えをお願いしています。

### 13 賠償責任保険の加入

- (1) 保険会社  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- (2) 保険の種類  
保育園賠償責任保険
- (3) 保険金額  
支払限度額: 1名につき20,000,000円

### 14 非常災害時の対策

避難訓練	月1回訓練
防災設備	こども園 年2回点検      業者 年2回点検
避難場所	(一次)園庭
	(二次)園舎北東側駐車場
	大分市指定避難場所 吉野小学校
避難時の児童の受け渡し方法	緊急連絡票で確認

### 15 臨時休園の基準

非常時において、大分市より臨時休園の基準が定められています。警戒レベルや警報の発令に応じて臨時休園などの措置が取られます。

	警戒対象区域が	警戒レベル等が	発令の時間が	対応
風水害・土砂災害	大分市全域 もしくは 吉野校区	警戒レベル3 (高齢者等避難) の発令等	午前6時時点	開園します。
			午前6時～保育中	保育を継続します。 警戒レベル4の発令等が想定される場合には、必要に応じて降園準備を依頼することがあります。
		・特別警報の発表 ・警戒レベル4 (避難指示)の発令 等	午前6時時点	<b>臨時休園とします。</b>
			保育中	<b>至急お迎えに来てください。 全園児降園後は臨時休園とします。</b>

	区域が	地震が	起きたのが	対応
地震	大分市	市内で 震度5強以上が 発生した時	開園までに	<b>原則臨時休園とします。</b> 開園の目安としては、敷地内や園舎等の点検を行い、安全が確保できた時点とします。アプリでお知らせします。
			保育時間中	<b>臨時休園とします。</b> 至急お迎えに来てください。 再開の目安については上記と同様です。

## 16 教育・保育内容に関する相談・苦情

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

吉野こども園 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者	氏名	川野 奈緒美	電話	595-1718
相談・苦情解決責任者	氏名	鹿苑 修	電話	595-1718
第三者委員	氏名	浦末 アツ子	090-1088-9294	(役職 民生委員)
	氏名	三村 晴美	595-1010	(役職 主任児童委員)
	氏名	玉ノ井美恵子	595-0527	(役職 食推協委員)
	氏名	神品 紫	080-3222-2916	(役職 保護者代表)
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。			

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を玄関に設置しています。

## 同意書

吉野こども園長

鹿苑 修 殿

私は、吉野こども園の利用にあたっての令和6年4月1日作成の重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者 住所

氏名

児童名

児童との続柄